

### Ⅲ. 「子どもの心の診療医」の養成方法について (図2「子どもの心の診療医」の養成研修モデル参照)

#### 1. 子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成のために行うべきこと

現在の子どもの心の診療に専門的に携わる医師の不足の背景には、専門的な教育研修場所や指導医の不足、専門が生かせる就職先の不足など多くの要因があることが指摘されている。今後このような医師を増やすためには、そもそも、子どもの心の診療体制 자체を確立しなければならない。

虐待や発達障害と関連した、あるいはそれらとは独立に発生した心の問題をもつ子どもとその家族については、地域で支えるのが基本であるが、そのためには、地域で安心して医療と療育が受けられるような体制を構築する必要がある。中心的な役割を果たす医療機関の整備や相談体制をはじめ、教育や保健医療福祉機関等との地域連携体制を確立する必要がある。また、子どもの心の診療体制の確保のためには、医師のみならず、心理職、作業療法士、保健師、看護師、保育士、ソーシャルワーカーなど、多くの専門職種が必要であり、その充実を図る必要もある。

このような現状認識の下に、当面、次のような対応の充実を図ることが求められる。

子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成のためには、子どもの心の診療を専門的に実施している医療機関における2～3年間のレジデント研修(注2)が必要である。研修会などの座学や短期の実習のみでは困難であり、実際に患児を扱っている施設での一定期間の実地修練が不可欠である。全国児童青年精神科医療施設協議会加盟の入院施設を有する国立あるいは都道府県立の精神科医療施設あるいは日本小児総合医療施設協議会の加盟の小児病院などでの修練の充実を図る必要があり、関係者は、そのための支援を行う必要がある。また、大学附属病院においては、子どもの心の診療部門や講座が設置されることが望ましい。これら施設では、より高度で専門的な診療や教育・研修を担うことのできる医師の確保を図ることが重要であり、こうした一連の取り組みを通じて医療現場全体の質を高めることが不可欠である。以下はその具体例である。

#### (注2)

医師が臨床トレーニングを積むために一定期間研修医として勤務した後、さらに専門分野の知識と技術の修得を行なう実地研修制度

- ・現在でも、少ないながら研修を行うことができる制度や機関が存在する。(参考1) 国立精神・神経センター、国立成育医療センター、をはじめとするこれらの研修受け入れ施設は、多様な専門的研修内容の充実や質の向上に努めることが期待される。また、関係団体による全国規模の研修会等に対する協力・支援(例えば講師の派遣、会場の提供、短期研修の開催等)を行うことが出来るよう整備が必要である。
- ・全国児童青年精神科医療施設協議会や、子どもの心の診療の専門科をもつ日本小児総合医療施設協議会の加盟病院では、現在は一部の病院でしかレジデント制度を有していないが、これら全ての加盟病院でレジデント研修が行えるよう計画的に体制を整備する。各都道府県は、それを支援することが求められる。

- ・また、専門的研修のできる医療機関間では、レジデントの研修交流（小児科と精神科の相互交流も含む）ができるよう努める。将来的には、小児精神医学の研修とともに、希望する場合には、小児科と精神科の両方の経験を修得することができるようなレジデント研修交流が推進されることが望まれる。
- ・大学病院においても、子どもの心の診療を行う診療部門を設置し、専門的研修についてもプログラムを設定することが望まれる。

なお、現状では、高度な専門医療機関が少ないために、一般の小児科医・精神科医が紹介先病院の不足や情報の不足などから治療が困難な患者を扱う一方で、高度な専門医療機関には診療希望が集中し、医療機能が低下する事態も生じている。このような状況を改善していくためには、地域の実情にあわせて、以下のようなシステムが総合的に計画・整備される必要がある。

#### （1）子どもの心の診療体制の整備

子どもの心の診療については、ひきこもりなどの適応不全をもたらす精神疾患、発達障害、虐待を受けた子どもへの医学的評価やケアなどへの対応が求められており、各都道府県において少なくとも1か所は、こうした乳幼児期から青年期までの子どもの心の診療及び研修を専門的に行える中心的な役割を果たす医療機関（子どもの育ちに配慮した入院治療を行う専用病棟をもつことが望ましい）が必要である。そのため、各都道府県において、その医療機関を中心として、他の医療機関、保健、福祉、教育等と連携した子どもの心の診療体制に関する整備計画を策定することが求められる。

#### （2）子どもの心の診療及び研修を支える医療機関の経済的支援の充実

日常的な外来診療から入院治療を含む高度な医療まで必要に応じて適切な診療が可能な子どもの心の診療体制を確立するとともに、保健、医療、福祉、教育など各分野の関連専門機関が連携して子どもの心の問題に取り組めるような連携体制を確立し、質の高い研修を行うためには、地域に高度に専門化された入院治療機能を持つ中核的な医療機関を整備し、診療システムを確立する必要がある。そのためには、経済的な支援が必須であることから、診療報酬上の適正な評価が求められる。

#### （3）調査研究の充実

子どもの心の診療レベルの向上を図り、ひいては必要な専門の医師を養成・確保するためには、基礎・臨床研究及び社会医学的研究を推進し、診断・治療の標準化を図ることが課題である。そのためには、子どもの心の診療を支える研究を充実させるとともに、子どもの心の診療を専門とする小児科医・精神科医及び子どもの心の高度専門的な診療に携わる医師の中で、希望する医師には研究に関する研修を受ける機会が与えられるような環境整備が必要である。

また、今後も人材養成の取り組みを着実に進めていくためには、子どもの心の診療や人材養成に関する基礎調査を継続的に実施することが必要である。国、関係学会、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本小児総合医療施設協議会、大学等は、各都道府県における専門医療機関や養成研修の現状について調査研究を実施し、全国的に情報発信を行い、相互連携を促すべきである。

## 2. 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医の養成のために行うべきこと

既に定期的に子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医の診療の質の向上を図るためにには、多様な専門的な研修プログラムを充実し、必要に応じて医師が選択できるようにする必要がある。

(1) 関係学会・医師会・協議会、国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）、大学、その他民間非営利団体等関係団体が実施する既存の講習会等の研修プログラムを有効に活用し、さらに充実・発展させる必要がある。具体的に求められる研修のモデルとしては、次のようなものが考えられる。（図2）

### ① 学会連合型単位（クレジット）獲得研修コース

- ・子どもの心の診療を主たる対象の一つとしている学会や医師会等、何らかの形で専門性が保障されている機関が関与する研修会の受講でクレジットが得られるよう設定し、一定のクレジットを保持することを義務づけることで、この医師の専門性のレベルを保障する。
- ・最低限必要な基礎に関する研修と、ある特定の分野に重点を置いた研修との組み合わせでレベルの向上ができるように工夫を行う。
- ・学会間で講師の交流を行い、多数の学会に出席しなくとも教育研修目標が達成できるようなシステムを樹立する。
- ・研修内容は、基本的には講義が中心となるとしても、できる限りロールプレイや視聴覚教材の使用など、実践的に役立つものとなるように工夫を行う。

※本検討会における提言を踏まえ、このような研修コースとして、「子どもの心の診療関連医学会連絡会」（日本小児精神神経学会、日本小児神経学会、日本乳幼児医学心理学会、日本小児心身医学会、日本思春期青年期精神医学会、日本児童青年精神医学会）のワーキンググループが平成19年3月に第1回「子どもの心の診療医専門研修会」を実施した。

### ② 短期研修コース

- ・続けて3日間以上は参加しにくい医師を対象として、関連団体が研修の目標を設定し、次のような研修を提供するモデルが考えられる。
- ・基礎を学ぶ3日間の研修後、症例検討を中心として、研修を繰り返し受ける。基礎研修1回と症例検討中心の研修3回で基礎ステップを修了し、その後は年1回は症例検討研修を受ける等、技能を維持するための研修システムを構築する。
- ・大学病院、国立精神・神経センター、国立成育医療センター、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本小児科総合医療協議会などの関係団体がこのようなプログラムを作り、拠点となる研修機関に他の関係団体から講師を派遣する方法や、協議会の多施設で行うなどの方法が必要と考えられる。

### ③ 中期研修コース

- ・小児科・精神科の専門研修（卒後臨床研修修了後の研修）後、引き続き専門的な研修を望む医師に対しては、1ヶ月から3ヶ月程度の臨床研修または週1日ないし2日間の臨床研修が必要と考えられる。
- ・基礎研修を受けた後、1ヶ月から3ヶ月程度の実習を受け、その後、症例検討研修により技能を維持する。外来のみの実習を行う場合は、週1日ないし2日間で1年以上かけて研修を受けるなどの対応が求められる。
- ・大学病院、国立精神・神経センター、国立成育医療センター、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本小児総合医療施設協議会などの関係団体がこのようなプログラムを作り、実施することが考えられる。その際には、研修を受ける医師の身分保障についても検討する必要がある。

(2) 上記のような研修プログラムの実施に向けて地方公共団体及び関係団体は、既に実施している教育・研修プログラムについては、

- ・教育・研修の到達目標を取り入れ、子どもの心に関するテーマを講習会等で数多く設定する。特に、実習に重点をおいたプログラムを増やす必要があり、大学附属病院、子ども病院などにおいて実習を行うことができる環境整備を行うことが求められる。
- ・研修会などのプログラムを視聴覚教材などで貸し出す。その他、子どもの心の診療に関する教材を広く、医療機関や大学等にも配布する方策を検討する。また、今後の課題として e-learning システムの構築を検討する。

(3) 個々人の目的に応じて層化した研修が受けられるような上記①～③の研修をモデル的に各地で実施する。そのため、関係団体は、

- ・合同でモデル研修実施計画を策定する。
- ・共通のカリキュラム及びテキストを作成する。
- ・研修の修了証の発行を行い、修了者リストを公開する。
- ・研修を実効性のあるものとするために、研修を受ける医師や指導する医師の身分保証、給与に関する検討を行う。
- ・研修を担当する指導医の教育を行なうための方策を検討する。
- ・関係団体が実施している研修会などのプログラムやその特徴について、定期的に公開し、広く医療機関や大学等にも情報発信する情報収集・発信のための拠点となり、研修効果の判定や、効果的な研修の開発を行う事務局を設ける。

## 3. 一般の小児科医・精神科医の養成のために行うべきこと

「子どもの心の診療医」が少ない原因是前述のとおり様々であり、また、その対策も様々であるが、少なくとも、これまでの医学教育・医師の研修の中では「子どもの心の診療医」の養成に向けた対応が十分ではなかったと言えよう。地域で子どもの心の診療の初期対応を求められているのは、一般の小児科医や一般の精神科医であり、今後、医学教育・医師の研修を通じて、その診療水準の全体的な底上げを図ることは、子どもの心の診療レベルの向上に不可欠である。以下、当面求められる対応を挙げる。

## (1) 小児科及び精神科の専門研修（卒後臨床研修修了後の研修）と生涯教育

① 小児科及び精神科の学会認定専門医資格の取得を目指す医師が、子どもの心の診療に関する教育・研修到達目標を達成するためには、子どもの心の診療について指導できる医師のもとで研修ができる体制を確保する必要がある。そのためには、

- ・専門研修（卒後臨床研修修了後の研修）を担当する指導医の養成や指導体制の確保が不可欠である。特に指導医については、子どもの心の問題について十分な研鑽を積んでいることが不可欠である。
- ・専門研修を行う施設は、子どもの心の診療に関する研修についても十分に対応できる体制（例えば、地域の病院との連携なども含め）を有していなければならない。そのような具体的な施設要件を関係学会などが検討する必要がある。

② 既に小児科及び精神科の学会認定専門医として臨床に従事している医師が、一般小児科・精神科臨床における子どもの心の診療に関する技能を修得及び向上するためには、学会・医師会・協議会等の関係団体が実施する既存の研修を有効に活用し、充実させる必要がある。

具体的に求められる研修としては、次のような形式が考えられる。（図2）

- ・年に1～2回学会に併設された教育講演を聴講することで、少しずつ研鑽を積むことができるようとする。
- ・学会等の研修会のプログラムの視聴覚教材を利用して独学を行う。
- ・「子どもの心の診療の強化研修」として、一般医師の日々の診療の多忙さを考慮し、1日ないし2日間の短期研修（日曜や夜間研修なども考慮すべき）を繰り返す。2回程度で基礎が学べるようにし、これら基礎研修を繰り返したり、事例検討研修に参加することで一定水準の技能を維持する。これらの研修は、できる限り実践に即した研修とする。
- ・研修の内容としては、特に、予防を含めた、軽度の問題への対応や、問題をもった子どもを専門の医師に紹介すべきかどうかの判断力を養うようなものに力点を置く。また、希望者のためのより高度な研修も必要とされる。

③ 日本小児科学会及び日本精神神経学会は、

- ・委員会あるいは分科会を設けて、子どもの心の問題に関する専門研修のあり方について検討を進め、早期に実行する。
- ・子どもの心の診療に関する教育講演などを数多く提供することにより知識の普及を図る。
- ・学会の教育講演などの受講により一定のクレジット（単位）を取得できるシステムを作り、必要な研修の積み上げができるようなプログラムを構築する。
- ・各々の関連学会に対し、「子どもの心の診療医」養成のための取組計画を策定するよう働きかける。
- ・各々の専門医の認定資格試験に子どもの心に関する問題を取り入れる。

④ 関係学会、医師会等の関係団体は、各々の活動の到達目標に、教育・研修の到達目標のイメージを取り入れて、教育・研修活動を充実する。

- ・各々の研修プログラムを公開し、広く受講者を募集する。
- ・研修会には視聴覚教材などを利活用する。

- ・研修のための共通のカリキュラム及び視聴覚教材及びテキストを作成・配付するとともに、モデル的に研修を実施する。
- ・定期的に各種研修に関する情報収集を行い、提供するとともに、研修の効果を判定して、新しい研修方法を開発していく事務局を設ける。

⑤ 国及び地方公共団体は、上述の取り組みに対し、必要な協力を行う。

## (2) 卒前教育（医学部教育）

子どもの心の診療を担う医師の養成を図るためにには、医学部教育の中で子どもの心の問題に関する教育の充実を図ることも重要である。そのためには、専門的指導を行うことのできる教員の確保と実習場所の確保が課題である。特に、子どもの心の問題に関する実習を行えるよう、環境整備を図る必要がある。具体的には以下のものがある。

- ① 大学において、子どもの心の診療に関する講義・実習を担当する教員（専任あるいは兼任、常勤あるいは非常勤）の確保に努める。
- ② 大学において、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づいて、小児科や精神科の教育カリキュラムにおいて子どもの心の診療に関する講義と実習の充実を図る。この場合、例えば、大学内の関係診療科が子どもの心の診療に関する教育体制について連絡協議会を運営することや、小児科・精神科及び他の関係診療科が合同で子どもの心の診療に関する講義や実習を実施することなどが考えられる。
- ③ 大学附属病院において、子どもの心の診療に関して実習が可能な環境の整備に努める。その際、必要に応じ、学外の連携施設や、地域の保健・福祉関係機関等との連携を図るなどの創意工夫に努める。
- ④ 大学は、将来的に、小児科・精神科の合同の「子どもの心の診療科」の組織を設置することを検討する。
- ⑤ 大学は、子どもの心の診療に関する図書・教材の整備に努める。
- ⑥ 文部科学省は、今後、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の全体的な見直しが行われる際、子どもの心の診療に関する内容の改訂について検討する。
- ⑦ 厚生労働省は、医師国家試験における子どもの心の診療に関して適切な出題を行う。
- ⑧ 文部科学省及び厚生労働省等は、大学における子どもの心の診療に係る教育研究診療体制の充実を図る。

## (3) 卒後研修

### 卒後臨床研修

- ① 小児科・精神科の研修指導医が、子どもの心の問題についても、プライマリ・ケアを中心とした研修として適切な指導を行えるよう、当面、「新医師臨床研修制度における指導ガイドライン」などを通じて環境整備を行う。
- ② 今後、卒後臨床研修制度の見直しが行われる際、子どもの心の問題に関するプライマリ・ケアに当たる内容についての具体的な到達目標とその達成方法について検討する。

## 「子どもの心の診療医」の養成研修モデル

### 1. 一般の小児科医・精神科医 (\*1)

- ① 学会での教育講演などの聴講  
(1年に1~2回)  
② 学会等の研修会のプログラムの視聴覚教材による独学

①または②のいずれかを選択

- ③ 一般小児科・精神科での子どもの心の診療の強化研修

基礎講座研修  
(1~2日)

基礎講座研修  
(1~2日)

応用研修  
(1~2日)

事例検討研修  
(1~2日)

これらの中から各医師の経験等に応じ選択・組み合わせ

### 2. 子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医 (\*2)

- ① 学会連合型単位獲得研修コース

研修A  
(学会)

研修B  
(学会)

研修C  
(学会)

研修D  
(学会)

研修E  
(学会)

研修F  
(学会)

①~③より各医師の経験・勤務状況等に応じ選択・組み合わせ

- ② 短期研修(3日間)コース

基礎研修  
(3日間)

事例検討中心の研修  
(3日間)

事例検討中心の研修  
(3日間)

事例検討中心の研修  
(3日間)

- ③ 中期研修コース(1~3ヶ月間~1年)

・基礎研修を受けた後、臨床実習を受け、その後、事例検討研修を受講

基礎研修  
(3日間)

臨床実習

(1~3ヶ月間もしくは週1~2回を1年間)

事例検討中心の研修  
(3日間)

### 3. 子どもの心の診療に専門的に携わる医師 (\*3)

- 長期研修コース(1年以上)

専門レジデント研修

(1~3年間の長期研修)

\*1 卒後臨床研修修了後、小児科や精神科の一般的な研修を修了し、一般的な診療に携わる医師。

\*2 上記\*1を経て、さらに子どもの心の診療に関する一定の研修を受け、子どもの心の診療に定期的に携わる医師。

\*3 上記\*1又は上記\*2を経て、子どもの心の診療に関する専門的研修を受け、専ら子どもの心の診療に携わる医師。